

被 処 分 者	認 定 証 番 号	岩手県公安委員会 第 291 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	マルサ運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	山田町
処 分 年 月 日		令和 8 年 8 月 25 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		令和 8 年 8 月 1 日から同月 2 日までの間、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に規定する代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていなかったこと。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		岩手県